

役員選任規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第16条第2項に規定する役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「会員役員」とは、会員代表者のうちから選任する理事及び監事をいう。

(選任の方法)

第3条 会員役員を選任は、選挙によって行う。ただし、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得たときは、選考委員が選定した候補者を承認する方法によって選任することができる。

2 会員代表者以外から選任する役員は、会長が選定した候補者を総会に付議して選任する。

3 第1項本文に規定する選挙及び同項ただし書きに規定する選任の方法、手続き等は、それぞれ第2章及び第3章の定めるところによる。

(会員役員の数)

第4条 会員役員の数、役員を選任ごとに理事会において決定する。

(会員役員資格の喪失)

第5条 会員役員は、その会員が脱退したとき又はその会員の会員代表者でなくなったときは、役員たる資格を喪失する。

第6条 削除

第2章 選 挙

(選挙権)

第7条 選挙権は、1会員につき1個とする。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、総会において、会員代表者を被選挙人として、理事又は監事に区分して連記式無記名投票により行う。

2 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(選挙管理人)

第9条 選挙を行うときは、5人以上8人以内の選挙管理人を置く。

- 2 選挙管理人は、総会において選任する。
- 3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(投票)

第10条 投票は、会員代表者が行う。

- 2 会員代表者は、書面又は代理人をもって投票を行うことができる。
- 3 前項の書面は、総会開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。
- 4 第2項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理人が、投票終了後遅滞なく行う。

(投票の無効)

第12条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 連記された数が選挙すべき役員の定数を超過しているもの
- 2 会員の投票のうち次の各号の一に該当する記載は、無効とする。
- (1) 第8条第1項に規定する会員代表者以外の氏名を記載したもの
 - (2) 何人を記載したかを確認しがたいもの
- 3 第8条第1項に規定する会員代表者を重複記載した投票は、そのうち一つの記載を有効とし、他は無効とする。

(疑義の判定)

第13条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙管理人が判定したうえ必要な処理を行う。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。

第3章 選考委員の選定候補者の承認による選任

(選考委員)

第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、選考委員が行う。

- 2 選考委員は6人以上8人以内とし、会員代表者のうちから、役員の選任ごとに総会において選任する。
- 3 選考委員は、選考委員のうちから委員長を互選する。

(選考結果の報告及び総会の承認)

第16条 選考委員長は、役員の選任を行う総会において、候補者の選定結果を議長に報告するものとする。

- 2 前項の報告があったときは、議長は、候補者を会員役員として選任することにつき、総会に諮るものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成 24 年 2 月 23 日から施行する。

*改正条文：第 6 条及び第 15 条第 2 項を改正。

附 則

この規程の変更は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

*改正条文：第 6 条を削除。